



インドネシアにおける電子契約への印紙税の課税等

2023年8月

One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二
NY州法弁護士 友藤 雄介
インドネシア法弁護士 プリシリア・シトンプル

1. はじめに

コロナ禍以降、インドネシアにおいても電子システム上で契約を取り交わす機会が増加しており、こういった電子上で締結された契約（電子契約）は、インドネシア法上、有効であると規定されています（「電子情報と取引に関する法律 2016年19号で改正された法律 2008年11号」。詳細は [2021年8月のニュースレター](#)（日本語のみ）を参照ください。）。

しかしながら、インドネシアにおいては電子契約であっても印紙税の課税対象となっているため、留意が必要です。

2. 印紙税法改正による電子契約の印紙税課税対象化

従来インドネシアにおいては、印紙税の課税対象はあくまでも紙（Kertas）の契約書を指していた（「印紙税に関する法律 1985年第13号」（「旧印紙税法」）第1条2項(a)等）ため、電子契約は印紙税の課税対象文書ではありませんでした。

しかし、2021年1月1日に施行された「印紙税に関する法律 2020年第10号」（「新印紙税法」）に基づく、課税対象文書は以下のように規定されており、このため電子契約も印紙税の課税対象と考えられています。

- ・ 第1条1項： 印紙税は、文書にかかる税金である。
- ・ 第1条2項： 文書とは、証拠または情報として使用できる、手書き、印刷、または電子形式で書かれたもの、または文章のことである。

3. 印紙税の課税対象文書

上記の通り、新印紙税法においては、手書き、印刷、または電子形式で書かれたものであっても、課税対象文書であれば印紙税の納付義務が生じます。それでは、印紙税の課税対象文書とは何を指すのでしょうか。新印紙税法第3条において、以下と規定されており、電子契約は以下の第3条2.a.の合意書に含まれるため、電子契約は印紙税の課税対象となります。

●第3条1項

印紙税は以下のものに課税される。

- a. 民事的性質の事象を説明するための手段として作成された文書
- b. 裁判所において証拠として使用される文書

●第3条2項

前項aでいう民事的性質の文書には、以下のものが含まれる。

- a. 合意書、証明書、陳述書又はこれらに類似する文書及びその写し
- b. 公正人証書（写しおよび抜粋を含む）
- c. 土地権利登録機関によって作成された権利書（写しおよび抜粋を含む）
- d. 有価証券（名称および形態を問わない）
- e. 先物契約取引を含む有価証券取引文書（名称及び形態を問わない）
- f. 競売文書（抜粋、議事録、原紙、またはコピー）
- g. 500万ルピアを超える価額が記載された文書で、(i)金銭の受領が記載されたもの、または(ii)（金額の全部か一部かは問わず）負債が弁済若しくは清算されたことを承認する記述のあるもの



h. その他政府規則が定める書類

4. 印紙税額及び、電子契約の印紙税の納付方法

電子契約に対する印紙税の納付は、税務総局等が運営する電子納税システム (<https://e-meterai.co.id/about>) にて行います。納税額は、階層別の納税額を定めていた旧印紙税法と異なり、契約書の種別等に関わらず 10,000 ルピアとなります (印紙税法第 5 条及び、印紙税の納付、印紙の一般的特徴および特別な特徴、電子印紙、その他の形態の印紙、印紙および有償後日付印紙の有効性の決定に関する財務大臣規則第 134/PMK.03/2021 号 (「MoFR 134/2021」) 第 2 条 2)。

納付手続きとしては電子納税システム上でアカウントを作成の上、課税対象文書をアップロードし、税額を納付等すると、22 桁のシリアルナンバーが付与された印紙が課税対象文書に電子上で押印され、納付が完了します。(MoFR 134/2021 第 6 条及び第 7 条等)

5. 納税懈怠時の罰則

印紙税の納税を懈怠した場合は行政罰を受けるとされており、その場合、結果として、納付すべき印紙税額の 2~3 倍の印紙税を納付する必要があります。(印紙税法第 18 条、19 条及び MoFR134/2021 第 20 条等)

6. 結論

インドネシアにおいては、電子契約であっても印紙税を納税するため留意が必要です。納税の方法は上述の通り電子納税システムを通じて電子契約をアップロードの上、必要税額を支払うことで行なえます。今後もオンラインでの契約のニーズは益々高まることが予想されますので、懈怠とならないように十分注意が必要です。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。



馬居 光二

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

日本法弁護士

日本国内の法律事務所において 6 年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018 年に Singapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020 年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。

koji.umai@oneasia.legal



友藤 雄介

One Asia Lawyers Indonesia Office

NY州法弁護士

長年、企業にて海外案件、特にインドネシアにおいて豊富な経験を有し、建設契約、売買契約、紛争解決、事業撤退等幅広く手掛ける。日本の大手プラント・エンジニアリング会社での東南アジアのプラント建設契約（EPC契約）の交渉経験や、大手総合商社での各種契約締結経験を有する。アメリカ・ペンシルバニア大学ロースクール卒。2023年から One Asia に参画。

yusuke.tomofuji@oneasia.legal



Prisilia Sitompul (プリシリア シトンプル)

One Asia Lawyers Indonesia Office

インドネシア法弁護士

インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセラーとして 6 年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関連する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了（石油・ガス法）。

One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。

sitompul.prisilia@oneasia.legal